用語の定義

1. 職業紹介関係

（1）一般関係

① 一般
常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

② 常用（労働）
雇用契約において雇用期間の定めがない仕事（労働）か又は４ヶ月以上の雇用期間を定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

③ 臨時・季節（労働）
臨時とは、雇用契約において１ヶ月以上４ヶ月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（４ヶ月未満、４ヶ月以上を問わない。）を定めて就労（労働）するものをいう。

④ 日雇
労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び１ヶ月未満の雇用期間が定められているものをいう。

⑤ パートタイム
１週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

⑥ 一般パートタイム
常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。

⑦ 常用的パートタイム
パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

⑧ 臨時的パートタイム
パートタイムのうち、雇用契約において１ヶ月以上４ヶ月未満の雇用期間が定められているもの、又は季節的な労働需要に対し、若しくは季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労（労働）するものをいう。

⑨ 正社員
パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

⑩ 新規求職申込件数
期間中に自安定所で新たに受け付けた求職申込の件数をいう。

⑪ 月間有効求職者数
「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

⑫ 紹介件数
求職者と求人の結合を図るため自安定所で紹介した件数（他安定所からの連絡求人分の紹介も含む。）をいう。

⑬ 就職件数
自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数（他安定所からの連絡求人分を含む。）をいう。

⑭ 他県への就職件数
就職先の事業所の所在地が、自県の管轄区域外にある場合の就職件数をいう。

⑮ 管外への就職件数
就職先の事業所の所在地が、自安定所管轄区域外にある場合の就職件数をいう。

⑯ ㊩受給者の一般就職件数
受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に、安定所の紹介により就職した雇用保険基本手当受給資格者の就職件数をいう。

⑰ 前月から繰越された有効求人数
前月末日現在において､求人票の有効期限が翌日以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

⑱ 新規求人数
期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。

⑲ 月間有効求人数
「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

⑳ 充足数
自安定所の有効求人が、自・他安定所の紹介により求職者と結合した件数をいう。

○ 他県からの充足数
充足された求職者の住所が、自県以外にある場合の充足数をいう。

（２）新規学卒関係

新規学卒者
卒業年の６月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。

（３）日雇関係

① 日雇（労働）
労働の窓口で取扱われる日々雇用の仕事及び１ヶ月未満の雇用期間が定められている仕事をいう。

② 新規求人の延数
日雇に係る新規求人の延数（採用予定人員×採用予定日数）をいう。

③ 就労実人員
期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員をいう。

④ 就労延数
期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の延人員をいう。

⑤ 不就労延数
働く意思及び能力を有する状態にありながら、就労できなかった日雇求職者の延人員をいう。

⑥ 港湾労働者
港湾運送の業務に直接従事する船員以外の労働者をいう。

⑦ 船内荷役作業
本船における貨物積込み取卸し作業であり、本船の停泊場所により沖荷役と接岸荷役に分かれる。

⑧ 沿岸荷役作業
船舶又は、はしけにより運送された貨物の上屋、その他の荷捌き場への搬入、搬出と、はしけの積込み又は取卸し作業をいう。

⑨ 船内整備作業
本船の船積み貨物の荷造り又は荷直しと位置の固定、区画の作成及び船内荷役作業に行われる船倉の清掃をいう。

⑩ はしけ運送作業
はしけによる港湾内における貨物の運送作業をいう。

参考　〔各定義の相互関係〕

雇用形態		就業形態	
		一般	パートタイム
雇用期間	常用	常用	常用的パートタイム
	臨時	臨時	臨時的パートタイム
	季節	季節	
	日雇	一般日雇	日雇的パートタイム

臨時・季節 ＝ 一般
一般パートタイム ＝ 常用的パートタイム ＋ 臨時的パートタイム

２．雇用保険関係

（１）受給資格決定件数
受け付けた離職票を審査して、安定所が失業給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

（２）初回受給者数
同一求職者給付の受給期間内における当該求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

（３）受給者実人員
失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

（４）所定給付日数別
雇用保険法第22条の規定による90日、120日、150日、180日、210日、240日、270日、300日
330日、360日の給付日数の区分をいう。

３．略語

（１）㊍保受給者
受給資格決定後、失業給付（基本手当）の支給の終了するまでの者をいう。

（２）基本数字の算出方法

① 求人倍率（倍）

$$\frac{\text{新規（月間有効）求人数}}{\text{新規（月間有効）求職数}}$$

② 就職率（%）

$$\frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職者数}} \times 100$$

③ 紹介率（%）

$$\frac{\text{紹介件数}}{\text{月間有効求職者数}} \times 100$$

④ 採用率（%）

$$\frac{\text{就職件数}}{\text{紹介件数}} \times 100$$

⑤ 充足率（%）

$$\frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \times 100$$

⑥ 県外求人依存率（%）

$$\frac{\text{県外へ発した求人数}}{\text{新規求人数}} \times 100$$

⑦ 受給率（%）

$$\frac{\text{受給者実人員(所定内給付)}}{\text{被保険者数＋受給者実人員}} \times 100$$

⑧ 失業率（%）

$$\frac{\text{完全失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$$